

伊東市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱運用基準
(この運用は伊東市がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱により
定めるもので、必要な事項及び条件は次に掲げるものとする。)

(補助対象要件)

第1

- 1 本事業は、あくまでも建築制限のかかった土地及び建築制限に対しての既存不適格住宅を対象とし、法施行後の違反建築物が存する場合には原則として対象とならない。
ただし、違反建築物を同時期に除却する場合は補助の対象とする。
- 2 住宅の定義は、狭い意味で住宅の用に供されているものであり、次のものは対象とならない。
 - (1) 申請地に居所を有し、現在まで引き続いて5年以上居住の用に供していないもの
(別荘等についても、現在まで引き続いて5年以上居住の用に供し、各年ごとにその過半を使用している旨の証明ができないもの)
 - (2) 居住の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの
 - (3) 企業及び各種法人等が所有しているもの(社宅、寮、別荘等)
 - (4) 借家の場合、所有者の同意が得られないもの(除却すること及び除却した後その場所に再建築ができない旨の同意)

(除却の扱い)

第2

- 1 危険住宅は原則として完全撤去とする。ただし、地域の実情を勘案し、やむを得ない場合に限り条件付で倉庫として残すことができる。その条件は、用途が営農のための倉庫(農業用の倉庫)、材料置場、道具置場として必要な場合で、具体的には住宅として機能しないよう、床を抜き、畳、台所、押入れ等が残らないよう措置すること。
- 2 除却後の跡地については、畑、駐車場、公園等に利用するものとし、跡地での建築行為はできない。
- 3 借地及び借家の場合は、除却実行上の費用負担、方法等について所有者と調整を行い、その内容を書面にて提出(マンション、アパート等の住人が当事業を実施する場合には、所有者及び住人全員の同意が必要)すること。

(移転先について)

第3

- 1 移転する住宅については、安全施設等(擁壁の設置等)の必要のない土地に建築すること。
- 2 宅地分譲等、敷地造成済の宅地については、造成に対する補助対象とならない。
- 3 住宅を購入する場合は、建物助成の対象となる(中古住宅でも可)。

(その他)

第4

- 1 本事業は、補助金交付決定後でなければ事業着手はできない。
- 2 本事業の内容が利子補給であるので、建設資金等の借入年数は、原則として建物につ

いては最低10年以上、土地及び敷地造成は5年以上とし、これに満たないものは補助対象とはならない。

- 3 かけ地移転事業は、危険住宅の移転を行う者に対し補助する事業であり、除却・土地購入・造成・建物購入までの一連の事業は、同一事業者が行うことが原則であり、危険住宅の所有者と新築住宅の所有者が異なる場合は次によるものとする。
- (1) 申請者及び補助金の支払先は、新築住宅の所有者とすること。
- (2) 新築後において、危険住宅の所有者は新築住宅に同居するものとし、また、危険住宅所有者及び新築住宅所有者は他に住宅等を所有していないこと。
- (3) 危険住宅の所有者が新築住宅の購入資金借入れに対し不適とされた場合、その旨の理由書及び危険住宅を除去することに対する所有者の同意書を添付すること。
- 4 中古住宅を購入した場合、増築は建築助成の対象とするが、改築については対象としない。

添付図面（作成要領）

提出書類	記載事項	
	災害危険区域・土砂災害特別警戒区域	かけ条例
位置図 S = 1/10,000 程度 用紙 A4(A3)	タイトル、縮尺、方位、凡例 災害危険区域 緑枠 土砂災害特別警戒区域 黄枠 移転前住宅（区域内） 赤 移転済住宅（区域内） 黒 移転後住宅（区域外） 青	タイトル、縮尺、方位、凡例 移転前住宅 赤 移転後住宅 青
平面図 S = 1/2,500 程度 用紙 A4(A3)	タイトル、縮尺、方位、凡例 災害危険区域 緑枠 土砂災害特別警戒区域 黄枠 移転前住宅（区域内） 赤 移転済住宅（区域内） 黒 移転後住宅（区域外） 青	タイトル、縮尺、方位、凡例 移転前住宅 赤 移転後住宅 青
移転前敷地平面図 S = 1/500 程度 用紙 A4(A3)	タイトル、縮尺、方位、凡例 建物・工作物配置 敷地境界 太枠 除却部分・物件 赤 残存部分 青	タイトル、縮尺、方位、凡例 建物・工作物配置 敷地境界 太枠 除却部分・物件 赤 残存部分 青

<p>がけ条例 S = 1/250 程度 用紙 A 4 (A 3)</p>	<p>タイトル、縮尺、方位、凡例 建物・工作物配置・がけ (30 度線) 災害危険区域 引出線 土砂災害特別警戒区域 引出線 急傾斜地崩壊防止区域 引出線 がけの高さ 引出線 がけ条例の範囲 (2 H) 引出線 除却部分・物件 赤 残存部分 青</p>	<p>タイトル、縮尺、方位、凡例 建物・工作物配置・がけ(30度線) がけの高さ 引出線 がけ条例の範囲(2H) 引出線 除却部分・物件 赤 残存部分 青</p>
<p>写真 用紙 A 4 (A 3)</p>	<p>災害危険区域 全景 土砂災害特別警戒区域 全景 移転前住宅 (危険な状態が判断できる写真) 移転後住宅 (移転予定敷地を赤で記入)</p>	<p>移転前住宅(危険な状態が判断できる写真) 移転後住宅(移転予定敷地を赤で記入)</p>
<p>その他 他事業との調整状況等 (任意書式)</p>	<p>* 近隣で急傾斜地崩壊対策事業等が行われている場合には平面図を添付する。 その他</p>	<p>* 近隣で急傾斜地崩壊対策事業等が行われている場合には平面図を添付する。 その他</p>